第七条第一項第一号中「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」に改め、同号ウ中「ソ」を「ナ」に改め、同号ウを同号オとし、同号ソからムまでを同号ナからノまでとし、同号レ中「ソ」を「ナ」に、「及び第三項第二号」を「ネ及び第三項第四号」に改め、同号レを同号ネとし、同号タ中「タに」を「ツに」に改め、「取引（」の下に「仮想通貨の交換等」を加え、「第三項第一号」を「第三項第三号」に改め、同号タを同号ツとし、同号ヨを同号ソとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ　仮想通貨の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ　仮想通貨の交換等であって、当該仮想通貨の交換等に係る仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が二百万円を超えるもの

レ　仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（仮想通貨の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であって、当該移転に係る仮想通貨の価額が十万円を超えるもの

第七条第一項第二号中「別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項」に改め、同項第三号中「別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項」に改め、同項第四号中「別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項」に改め、同項第六号中「別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」に改め、同条第三項第四号を同項第六号とし、同項第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　仮想通貨の交換等

二　仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

第八条中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第九条第一項中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項まで」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項まで」に、「同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第十五条第一項第三号イ中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同号ロ中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同条第二項第一号中「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」に改める。

第十六条第一項中「第三十二号及び第三十三号」を「第三十三号及び第三十四号」に改める。

第二十一条第一項中「及び第三十号」を「、第三十号及び第三十一号」に改める。

第三十一条第一項中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改める。

第三十二条中「第二条第二項第三十四号」を「第二条第二項第三十五号」に改める。

第三十三条第一項中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第三十四条第一項中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改める。

第三十五条中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に改める。

第三十六条第一項、第三項及び第四項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

（電子記録債権法施行令の一部改正）

第九条　電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は分割記録」を「、分割記録又は記録機関変更記録」に改める。

別表の十四の項を同表の十五の項とし、同表の十三の項を同表の十四の項とし、同表の十二の項の次に次のように加える。

十三	記録機関変更記録	イ　変更前債権記録の記録番号 ロ　電子債権記録機関の変更をする旨 ハ　法第四十七条の三第四項第二号に掲げる事項

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第十条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　資金清算（第二十一条・第二十二条）」を「第四章　資金清算（第二十一条・第二十二条・第二十条の三）」に改め、「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第一条中「資金移動業者」の下に「、「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨交換業者」を加え、「又は「銀行等」を「、「銀行等」又は「紛争解決等業務」」に改め、「、資金移動業者」の下に「、仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨交換業者」を加え、「又は銀行等」を「、銀行等又は紛争解決等業務」」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

（前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の二　法第二十条第二項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第二十条第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項第三号	異議を述べる	債権の申出をする
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
これらの	同項の	

（基準日に係る特例）

第九条の三　法第二十九条の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四条及び第二十三条の規定の適用については、法第十四条第二項中「基準日における」とあるのは「基準日（第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。）の翌日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。）までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間）」とする。

2　法第二十九条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める期間は、一年とする。

第十七条第一項第二号中「法第五十九条第一項」を「資金移動業の全部について法第五十九条第一項」に改め、「この号」の下に「、次号」を加え、同項第三号中「次項に定める場合」を「資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、次項に定めるとき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合　供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用及び当該権利の実行の手続が終了した日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において同じ。）を控除した残額

第十七条第一項に次の一号を加える。

五　資金移動業の一部を廃止しようとする場合であって、次項に定めるとき　供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当することとなった日における未達債務の額を控除した残額